

## 二〇〇六年メキシコ連邦選挙の分析

——民主主義の揺らぎと選挙結果をめぐる対立の構図——



高橋百合子

### はじめに

二〇〇六年七月二日に実施されたメキシコ連邦選挙は接戦を極め、最終的な勝者の決定は九月五日の司法判決へと持ち越されることとなったことに加えて、民主制度そのものの正統性に対して広汎な議論を呼び起こしたという点で特別な意味を持つものであった。二〇〇〇年に行われた前回の連邦選挙では、国民行動党 (Partido Acción Nacional 以下、PANと略す) のビセンテ・フォックス (Vicente Fox) 大統領が、七一年間続いた制度的革命党 (Partido

Revolucionario Institucional 以下、PRIと略す) による一党支配体制から政権の座を奪う結果となり、政権交代も政治的混乱に陥ることなくスムーズに行われた。こうしてPRI支配体制の平和的終焉をもたらした二〇〇〇年選挙は、メキシコで公正で自由な政党間競争に基づく選挙が行われるようになったことの証とみなされ、この二〇〇〇年選挙を境にメキシコには民主主義が定着したとの楽観論が広まった\*。そのため、外国のメディア、政府、および市民団体が二〇〇六年選挙へ寄せる関心は薄く、二〇〇〇年に比べて選挙監視団員の数も減少した(表1参照)。ところが、こうした楽観論を裏切るかのように、二〇〇六年選挙の勝敗をめぐる対立は混乱を極め、八月にはメキシコ社会

表1 IFE 認可の選挙監視員規模の推移

	選挙監視員数 (人)	
	メキシコ人	外国人
1994年連邦選挙	81,620	943
1997年中間選挙	13,225	397
2000年連邦選挙	38,433	860
2003年中間選挙	14,489	180
2006年連邦選挙	13,589	693

(出典) Instituto Federal Electoral (2006a).

を揺るがすほどの大規模な抗議行動を引き起こす結果となった。そして、選挙後の混乱は、はたしてメキシコの民主主義は機能しているのかどうか、というメキシコの政治体制のあり方に対して根本的な疑問をつきつけることになったのである。

同大統領選挙は、現政権を担う中道右派政党P

ANのフェリーペ・カルデロン (Felipe Calderon)、左派の民主革命党 (Partido de la Revolución Democrática) 以下、PRDと略す) 率いる「みんなのための同盟 (Coalición por el Bien de Todos)」(以下、CPBTと略す) のアンドレス・マヌエル・ロペス・オブラドール (Andrés Manuel López Obrador)、中道のPRI率いる「メキシコのため

の同盟 (Alianza por México)」(以下、APMと略す) のロベルト・マドラーン (Roberto Madrazo) の三大政党候補に加え、社会民主主義オルタナティブ党 (Partido Alternativa Socialdemócrata) のパトリシア・メルカード (Patricia Mercado) と「新たな同盟」(Nueva Alianza) の

ロベルト・カンバ (Roberto Campa) といった二名の新党候補、そして無所属候補一名の計六名で戦われた。とくに二〇〇六年に入るやいなやPANのカルデロン候補とCPBTのロペス・オブラドール候補の間で熾烈な戦いが繰り広げられた。投票日が近づくにつれて、選挙戦は各自の政策の利点を主張することによって有権者の支持を集めようとするよりも、むしろお互いの弱点を摘発し、相互に中傷合戦を繰り広げることによって相手陣営の支持率を低下させることを狙ういわゆるネガティブ・キャンペーン的な性質を強めていったのであった。

こうして二大候補間で繰り広げられた激しい選挙前の争いは、選挙が行われた後に選挙結果の是非をめぐる両陣営による対立へと引き継がれることとなった。選挙が行われた四日後の七月六日早朝、選挙管理委員会はPANのカルデロン候補がCPBTのロペス・オブラドール候補にわずか〇・五八%の得票率差で勝利したと宣言した。ところが、ロペス・オブラドール陣営がこの選挙結果に異義を唱えて選挙結果の再集計を選挙法廷に訴えたことから、次期大統領候補の決定は九月五日の司法判決に持ち越されることとなった。その間、ロペス・オブラドール率いるCPBTは支持者を全国から動員して大規模な抗議行動を起こし、選挙プロセスにおける不正や不透明性を指摘することによって既存の民主制度に疑問を投げかけた。一方、現政権を担

うPAN側は連邦選挙委員会の決定を尊重する立場を明確にし、メキシコの民主制度が機能していることを国内外に主張したのであった。こうして二〇〇六年選挙の過程において九月五日に勝者が決定するまでの二ヶ月間、メキシコの民主制度が正常に機能しているのか否かについて、メキシコ国民の幅広い層を巻き込む激しい対立が続いたのであった。

それでは、なぜ選挙結果をめぐる対立がここまで混乱を極めたのであろうか。その主な理由は、選挙プロセスのあらゆる段階で、選挙の運営を担う連邦選挙管理員会 (Instituto Federal Electoral 以下、IFEと略す) や選挙法廷 (Tribunal Electoral del Poder Judicial de la Federación 以下、TEPJFと略す) といった民主主義の根幹となる選挙制度に対して国民の信頼が揺らいだことである。すなわち、敗北を喫した政党が選挙結果に不服を抱いた場合、特定の法的手続きにしたがって、IFEやTEPJFに対して異議申し立てを行うことが認められている。その際、IFEやTEPJFによる裁決が正当なものとして受け入れられるためには、関連ある情報を適正に公開するとともに、すべての政党を公平に扱ひ中立的な立場を保つことによって、選挙制度への信頼を高めることが必要とされる。ところが、選挙制度が特定の政党を利するよきな決定を行ったり、情報公開に応じなかつたりした場

合、異議申し立てを行った側は、制度に対する不信感を募らせ、制度の枠内で解決策を求めようとする動機が薄れる。その結果、街頭での抗議行動や座り込みなど、別の方法で主張を認めさせようとする行動に出るのである。二〇〇六年メキシコ連邦選挙後の混乱は、まさにこの民主制度への不信感の広まりが根底にあったといえる。

本稿では、IFEおよびTEPJFが選挙プロセスにおいて「公平性」「透明性」を欠いたことが、国民が選挙結果および民主制度への不信感を募らせることにつながり、選挙後の混乱を招くにいたったダイナミズムを検証することを試みる。以下、第一に、民主主義に関する一般的議論に言及しつつ、なぜ選挙管理委員会や選挙法廷といった選挙制度が、一国に民主主義を定着させるために重要な役割を果たすのかについて簡単に論じる。第二に、二〇〇六年メキシコ連邦選挙における、選挙前、選挙当日、および選挙後を含む一連の「選挙プロセス」を時系列的に観察することによって、IFEとTEPJFなどの選挙制度に対する不信感の高まりが、制度の枠組みを超えた解決策の模索へとつながったメカニズムを検証する。ここではとくに、選挙結果の「部分的」再集計を命じたTEPJFと「全」再集計を求める運動との対立に焦点を当てる。第三に、カルドロン候補の勝利を確定したTEPJFの最終判決に対する「全」再集計派の対応を検証する。具体的に、ロペス・

オブラドール率いるCPBTによる抗議運動と、市民による票の数え直しを実践することによってメキシコの民主制度に対する信頼感を回復させることを目的とする「市民による再集計」(Recuento Ciudadano)運動の動向を考察する。最後に、二〇〇六年連邦選挙後の混乱はメキシコの民主主義の進展において何を意味するものであったかについて考察を行い、論考をしめくくる。

## I 選挙と民主主義の定着に関する議論

### 1 民主主義の定義

現在、ある政治システムにおいて自由(Free)、競争的(competitive)かつ公正(fair)な選挙が定期的に行われていれば民主主義であるとする、「手続き民主主義」の定義が幅広く受け入れられている。<sup>\*3</sup>すなわち、「自由な」選挙とは、ある適齢期に達した個人々は選挙する権利を普遍的に与えられ、自らの判断によって候補者を選び投票に参加することができることを意味する。「競争的かつ公正な」選挙では、選挙がある特定の政党によって独占されるのではなく、複数政党の自由な参入を認める。それと同時に、選挙管理委員会は、政党同士が公平な競争を行うための基

盤を確保するよう努めねばならない。さらに、選挙が「定期的に」行われていることが保証されていれば、有権者の投票によって選ばれた代議士が任期途中で為政者の恣意で解任されることを防ぐばかりでなく、有権者が現政権に不満を抱いている場合、次の選挙で政府を変えることができる。つまり、民主主義とは、国民が自らの政府を選び、コントロールする手続きが保証された政治体制である。

そして民主主義の定着とは、この民主主義の「手続き」を尊重する規範が社会に広まる状態を指す。つまり、現行の「手続き」にしたがってもたらされた選挙結果を正統なものとして受け入れ、また結果に対して不服がある場合には、定められた「手続き」により異議申し立てを行う行動のパターンが恒常化することを意味する(O'Donnell 1996: 36)。これらの定義に照らし合わせると、二〇〇六年連邦選挙後の混乱は、民主主義の「手続き」を尊重する機運の低下と理解されることを後述する。

### 2 選挙プロセスと選挙制度

以上の民主主義の定義にしたがうと、民主主義が機能するためには、選挙プロセスを管理する制度、すなわち選挙の番人ともいべき選挙管理委員会および選挙法廷が適切な情報公開を行い、中立性を保ち、自由、競争的、かつ公正

な選挙の実施を推進せねばならない。また、選挙プロセスの政治的操作を未然に防ぐためには、これらの選挙制度が行政府・立法府から独立した機関であることが必要条件となる。実践を通じて選挙制度が国民の信頼を得るようになると、民主主義の「手続き」を尊重する規範が広まってゆき、ひいては民主主義の定着へとつながってゆくと考えられる。

メキシコでIFEが独立機関となったのは、一九八八年に前カルロス・サリーナス (Carlos Salinas) 大統領が疑惑選挙に勝利した二年後の一九九〇年であった。それ以前、選挙の監視は連邦選挙委員会 (Comisión Federal Electoral) の管轄であったが、同委員会が行政府直属の機関であったためその中立性には疑問が抱かれていた。一九八八年の大統領選挙では、当初は野党候補のクアウテモック・カルデナス (Cuahutémoc Cárdenas) 候補が優勢を保っていたが、開票作業中、突然停電に襲われた。再びコンピュータが作業可能となったときには、逆転してサリーナス候補が優勢となっておりそのまま勝利につながったことから、コンピュータの不正操作疑惑が大きく取沙汰されたのであった。こうした疑念を晴らすために、サリーナス政権は一九九〇年に選挙監視機関を行政府から独立させてIFEを設置し、また一九八九年にはIFEの決定に異議申し立てを行う権限を持つTEPJFが設立された。

その後一九九三年、一九九四年に実施された選挙制度改革によりIFEがよりいっそう独立性を高めた (Eisenstadt 1999: 88-90)。それと同時に、選挙競争の高まりがPRI一党支配から多党制へのシフトを促すと、IFEやTEPJFが自由、競争的、かつ公正な選挙を保証するために機能しているという認識が広がり、これらの選挙制度に対する信頼が高まっていった。

一般に選挙といっても、そのプロセスは数ヶ月に及ぶ。IFEの公式な定義によると、選挙プロセスは、連邦選挙の場合、投票が行われる前年の一〇月に開かれるIFE評議会準備セッションに始まり、TEPJFが選挙結果の正統性を正式に認めるまでの期間を指す (IFE 2006b)。すなわち、選挙が公正、自由、競争的であったかどうかは、選挙前の選挙キャンペーン、政党への公的資金の偏りのない支給、報道機関の中立性、開票作業の透明性までをも含むあらゆる側面から評価される必要がある。選挙プロセスをこのように定義すると、選挙監視とは、選挙当日だけでなく、投票前から投票後まで含むことが理解される。具体的に二〇〇六年連邦選挙プロセスとは、二〇〇五年一〇月六日から二〇〇六年九月六日までの一ヶ月間であった。次章で述べるように、二〇〇六年連邦選挙プロセスにおいて、選挙前の準備期間の段階からすでにIFEおよびTEPJFの監視機能についての不信任が高まり、その結果、

選挙結果に対する異議申し立ては、現行制度の枠を超えたところでの抗議活動として活発化していったのである。

## II 二〇〇六年メキシコ連邦選挙プロセスの「透明性」「公平性」をめぐる議論

### 1 選挙前——現政権(PAN)候補に有利な選挙戦

二〇〇六年大統領選挙戦は事実上、現政権PANのカルデロン候補とCPBTのロベス・オブラドール候補の一騎打ちとなった。両候補は選挙直前まで接戦を繰り広げ、どちらが大統領選を制することになるのか、予測をすることがわめて困難な状況であった。図1が示すように、三月まではロベス・オブラドール候補が一貫して優勢を保っていたが、四月になるとカルデロン候補の支持率が上回るという状況に転じた。この情勢の変化には、現政権がカルデロン候補の選挙キャンペーンを支持し、こうした政府の不正な介入に対してIIFEが適切な処置を講じなかったという背景がある。そして、「公正な」選挙プロセスを保証しないIIFEに対して、次第に不信感が募っていった。とくに、選挙戦がかなりの接戦である場合、些細なできごと

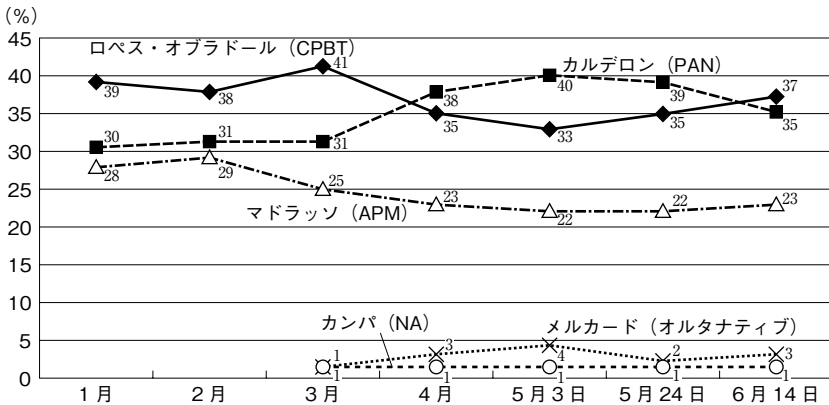


図1 選挙前動向 (候補者支持率の推移)

(出典) *Reforma* 紙 (2006年6月14日付) より作成。

が勝敗を左右するため、選挙プロセスの公平性についてより多くの関心が集まったといえよう。

それでは、具体的にどのような形でロベス・オブラドール候補側に不利な事態が展開したのだろうか。第一に、フォックス大統領が選挙キャンペーン期間中に現政権下で施行された政策の成功をテレビなどのメディアを通じてさかんに宣伝したり、カルデロン候補を支持する発言などを行ったりしたことが挙げられる。現政権が特定の候補に有利な行動を公に行うことは選挙プロセスの公平性の原則に反する。それは、政策成果のアピールなどの現職利点 (incumbent advantage) を利用して有権者の支持を集めることができるからである。この観点から現職の大統領が選挙キャンペーンに介入することは禁じられているが、フォックス大統領の行動はカルデロン候補の支持率上昇にプラスに働いたと考えられた。第二に、カルデロン陣営は劣勢が明確になった三月以降、反ネオリベラル経済政策を掲げるロベス・オブラドール候補は「メキシコ経済を混乱に陥れる」と大規模に宣伝することによって、同候補に対する人々の恐怖心を煽り彼の支持率低下を狙った。ここで問題となったのは、PANの主要な支持基盤である企業家調整審議会 (Consejo Coordinador Empresarial) などがかうしたネガティブ・キャンペーンへ出資したことにより、選挙戦が過度の中傷合戦へと泥沼化したことであつた

(National Democratic Institute 2006)。このような事態に対して、PAN寄りと見られていたレイス・ウガルデ (Luis Ugarte) を幹事長とするIFEが歯止めをかけることができなかつたことが、IFEの公平性に対する疑念を誘発したのであつた。

また、市民団体、国際機関、および独立系のシンクタンクがそれぞれ独自に社会プログラム等の公的資金が不正に選挙目的に使われていないかの調査を行い、選挙前に調査結果を発表し政府に提言を行った。具体的に、非政府団体の市民同盟 (Alianza Cívica)、国連開発計画メキシコ事務所 (UNDP-México)、独立系シンクタンクのファンダール分析調査センター (FUNDAR, Centro de Análisis e Investigación) などは、貧困削減を目的とした社会プログラム支出について聞き取り調査を行い、その結果をもとに報告書を発表した。一様に、以前に比べて公的資金の流用は減少したが、依然として二〇〇六年選挙キャンペーンにも使われていた可能性を指摘しているが、筆者が調べた\*4 限りではIFEがこうした警告に対して現政権に注意勧告などを行った証拠は見つからなかつた。この結果が事実であるならば、選挙プロセスは、社会プログラムを管理する現政権PANのカルデロン候補に有利な形でさらに歪められたといえるだろう。

以上のように、PANのカルデロン候補に有利な事態に

対して適切な処置を怠り、選挙プロセスの公平性を保つことができなかったIFEに対して、投票が行われる前からすでに不信感が高まりつつあったことが理解される。

## 2 選挙結果発表(七月二、六日)

——選挙結果への不信感の高まりから  
再集計を求める異議申し立てへ

七月二日午前八時に、投票が開始された。今回の選挙では、四一七八万九六九五人の有権者が投票し、投票率は五八・五五%であった。選挙前に予想されていたとおり、大統領選挙はカルデロン候補とロベス・オブラドール候補の間で接戦となったが、同夜一時に発表されたIFEのウガルデ幹事長の発言が選挙結果をめぐる緊張を一気に高めることとなった。選挙結果は、当初、三段階のプロセスを経て発表される予定だった。まず、二日夜に、無作為抽出法で七七三七の投票所を選びその結果に基づいて選挙結果を予測する「開票速報 (Conteo Rapido)」が発表されることになっていた。続いて、各投票所からIFEに送られた開票結果をリアルタイムで報告する「暫定的結果 (Programa de Resultados Electorales Preliminares)」(以下、PREPと略す)の発表、それから三〇〇の選挙区ごとに集計された結果をIFEがチェックし最終的にコンピュー

タで集計する「選挙区結果 (Computos Distritales)」(以下、CDと略す)に基づく七月六日の正式結果発表が予定されていた。ところが、「開票速報」計算の段階で、カルデロン候補とロベス・オブラドール候補の得票差があまりにも小さいため無作為に選んだサンプルをもって最終的な結果を予測することは不可能と判断したIFEは、この結果発表の予定を変更した。ウガルデ幹事長は、二日夜一時、選挙戦はかなりの接戦であること、および混乱を避けるため「開票速報」結果を公表しない旨を伝えたのであった。この声明によって選挙結果に対する不確実性が一気に増す

表2 7月3日に発表された大統領選挙の暫定的結果 (PREP)

政党	得票数	得票率 (%)
PAN	14,027,214	36.38
CPBT	13,624,506	35.34
APM	8,318,886	21.57
オルタナティブ	1,085,966	2.81
NA	384,317	0.99

(出典) IFE ホームページ (<http://www.ife.org.mx/documentos/Estadisticas2006/index.htm>  
2006年10月23日アクセス)



と、人々の関心はIFEのウェブサイトで同時中継されているPREPへと集中したのであった。

二日に開票が開始されてからリアルタイムで公表された開票結果の集計は、三日未明、九八・四五%の投票所の集計が報告された時点でいったん打ち切られ、PREPが発表された。PREPによると、PANのカルデロン候補とCPBTのロペス・オブラドール候補の得票数差は四〇万二七〇八票、その得票率差はわずか一・〇四%であった(表2参照)。ところが、このPREPの信憑性に対し

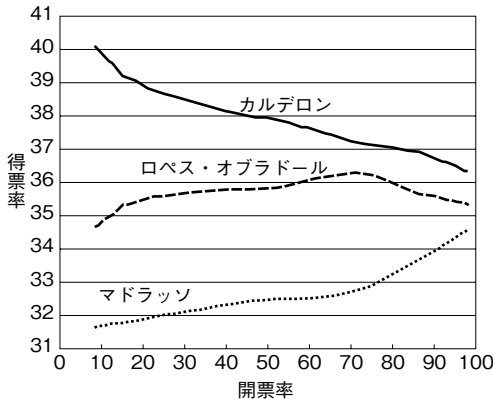


図2 PREPにおける各候補者の得票率の推移

(出典) Luis Mochan, *Elecciones Presidenciales, ¿Anomalías en el PREP y CD?*

(<http://em.fis.unam.mx/public/mochan/elecciones/>  
2006年10月23日アクセス)

表3 7月6日に発表された大統領選挙の正式結果 (CD)

政党	得票数	得票率 (%)
PAN	15,000,284	35.89
CPBT	14,756,350	35.31
APM	9,301,441	22.26
オルタナティブ	1,128,850	2.7
NA	401,804	0.96

(出典)\*2と同じ。

て疑問が投げかけられ、IFEへの不信感を増長する結果となった。まず指摘されたのは、IFEによるコンピュータ不正操作の可能性であった。メキシコ国立自治大学で物理学を教えるルイス・モチャン (Luis Mochan) 教授は、リアルタイムで公表された開票結果が不自然なカーブを描くことを示した(図2)。彼の説明によると、開票が始まった当初からPREP集計が終わるまでの間、両者の得票率の推移を示すカーブが交わることもなかった。つまり、最終的な数字は近似しているにもかかわらず、一貫してカルデロン候補の得票数がロペス・オブラドール候補のそれを上回り、一度も順位が逆転しないのはきわめて不自然である、というのが彼の主張である。ここから、集計を行うIFEのコンピュータが不正に操作された可能性が指摘された<sup>\*5</sup>。この不正操作疑惑に加えて、たとえ暫定的とはいえどもPREPには多数の集計ミスが見受けられたこともPREPおよびIFEの集計結果に対する信頼を低下させたと

いえよう。<sup>\*</sup>

こうして選挙結果に対する不確実性が高まるなか、七月六日に発表された正式結果であるCDでは、カルデロン候補とロペス・オブラドール候補の得票差がさらに縮まった(表3参照)。この正式な選挙結果に基づき、IFEは、得票総差二四万三九三四票、得票率差は〇・五八%でカルデロン候補が大統領選挙の勝者であると宣言した。CDにおいてはPREPについて指摘された集計ミスは大部修正されたものの、その集計結果は依然として精緻さに欠くものであった。とくに、多くの投票所で有権者登録数よりも投票総数が多いという奇妙な状況が発覚した。こうして多くの投票所での結果において数字上の不一致が散見されたという事実は、再集計を行った場合に上位二候補のわずかな得票差が覆され、勝者が逆転することを意味する。これを論拠にロペス・オブラドール陣営は選挙結果を不服とし、TEPJFへ再集計を求める異議申し立てを行うことを決めたのであった。また、市民社会においても再集計を支持する動きが見られ、イプソス・ビムサ(Ipsos Bimisa)社が七月末に実施した世論調査によると回答者の四八%が再集計を行うべきだと答えた(*El universal* 27 de julio de 2006)<sup>\*7</sup>。こうして選挙結果の再集計に対して幅広い支持が存在したことは、選挙結果の集計および発表過程を通じて、メキシコ社会においてIFEへの信頼が低下したこと

の表れといえるだろう。

### 3 選挙後(七月八月)

#### ——「全」再集計vs「部分的」再集計

七月六日にIFEが選挙結果を発表して以降、あらゆる方面からその再集計を要求する動きが活発化していった。具体的に、選挙結果の評価に関する多様な主張は大きく分けて次の三つの立場にまとめることができる。第一に、現政権のPANは、IFEは自由で公正な選挙プロセスを導くために適切な役割を果たし、民主制度としての機能を果たしたと述べた。また、CD発表当初は、カルデロン候補勝利の祝福ムードを盛り上げようとしたが、その後、異議申し立てに対する選挙裁判所の判決が下されるまで自粛する立場に転じた。第二に、ロペス・オブラドール率いるCPBTは、多くの集計ミスは現政権PANとそれを支持するIFEによるシステムティックな不正操作によるものであり、その不正選挙に基づく結果を修正するためには、一三万四七七のすべての投票所の投票結果を集計し直すべきだ、と主張した。第三に、政党以外にも市民社会のなかから再集計を要求する運動が出てきた。ただし、市民社会グループは「全」投票所の再集計(*recuento total*)を懇願する点ではCPBTと一致するが、その論拠は著しく異なる

る。それらのグループによると、多数の集計ミスは、不正操作によるものか、あるいは単なる計算ミスに起因するの  
かは不明であるが、あらゆる疑惑を晴らすことよって全  
国民を納得させ、メキシコの民主制度に対する信頼を取り  
戻すことがより重要なのである。<sup>\*8</sup>メキシコ民主制度の推進  
役であるはずのIFEに対する不信感の高まりから生まれ  
た後者二つの運動は、それぞれ異なる方法で「全」再集計  
要求を実現するべく運動を展開していった。

まずロペス・オブラドール陣営は、不正や計算ミスに  
よる疑わしい選挙結果について証拠とともにTEPJF  
に対して異議申し立ての手続きを行う一方で、全国から  
支持者を首都に動員して「平和的な抗議運動(Resistencia  
Pacífica)」を開始した。まず七月九日、異議申し立ての法  
的手続きに関する証拠書類の提出が始められた。その内容  
は、選挙キャンペーンにおける公平性の欠如やコンピュー  
タ不正操作についてIFEのウガルデ幹事長の責任を問う  
正式文書<sup>\*9</sup>、五万に及ぶ投票所の選挙結果における計算ミス  
や不正の証拠となる証言、ビデオ・テープ、CDなどであっ  
た(La jornada, 10 de julio de 2006; Reforma, 14 de julio  
de 2006)。その後、TEPJFが再集計を行うか否かの判  
決を下す八月五日までの間、追加的な証拠書類の提出を  
行った。そうした法的手続きを進める一方で、ロペス・オ  
ブラドール陣営は、毎週日曜日の午後、メキシコ市の中心

部にある憲法広場(Plaza)に支持者を集めて集会を行っ  
てきたが、七月三〇日には「全」再集計要求を掲げる最大  
規模の動員を行うことよって、審議中のTEPJFに圧  
力をかけた。メキシコ連邦区警察によると、同日の動員数  
は「二〇〇万人」に上った。<sup>\*10</sup>その最大規模の集会後、全国  
から集まった支持者達は憲法広場およびレフォルマ通りに  
テントを張って居座り、「全」再集計が行われないかぎり  
占拠をやめない意向を表明したのであった。

他方、政治社会に関する批判的記事で定評のある『プロ  
セス(Processo)』誌と市民同盟を中心とする市民社会グル  
ープは、市民による選挙結果の「全」再集計の実現を目指し  
て動き始めた。具体的に、七月二八日、『プロセス』はI  
FEに対して市民が再集計を行うために投票用紙やその他  
の選挙結果関連書類を閲覧できるように要請した。その他に  
も、八〇〇を超える市民団体や個人が同様の要請を行った。  
そのなかには、日刊紙の『ウニベルサル』紙、非政府団体、  
および約二〇〇名の大学関係者などが含まれていた。選挙  
結果が発表された直後から、『プロセス』はホームページ  
を通じて「市民による再集計」運動に参加するよう読者に  
呼びかけた結果、一万八〇〇〇人から署名を集めることに  
成功した。そして、市民による再集計が許可された場合、  
市民同盟がその作業を組織することに同意したのであっ  
た。

こうした二つの方向からの「全」再集計要求の動きにもかかわらず、八月五日、TEPJFの七人の判事は全員一致で、全投票所の九・〇七％に相当する一万一八三九投票所に対してのみ再集計を命じる判決を下した。この判決を受けて、「部分的」再集計は八月九から一三日の間に行われることとなった。TEPJFが「全」再集計に応じなかった主な理由は、次の二点に集約される。まずCPBTは三〇〇ある選挙区のうち二三〇の選挙区についてしか具体的な異議申し立てを行わなかった。また、CPBTが提出した選挙不正についての証拠の信憑性が疑われた(*El universal*, 5 de agosto de 2006)。その後、各政党の監視の下で「部分的」再集計が行われたが、その結果がTEPJFから発表されたのは一二日後の八月二十五日であった。その内容は、カルデロン候補については八万一〇八〇票、ロペス・オブラドール候補については七万六八九七票を無効とするものであった。その結果、両候補の得票率差はさらに狭まり〇・五六％へと修正されたものの、大統領選挙の結果を変えるにはいたらなかった。

この時点で、IFEのみならずTEPJFという選挙制度に対しても不信感が囁かれるようになった。とくに、「部分的」再集計が実施されてからその結果が発表されるまで約二週間を要したことについて、市民グループは「部分的な集計のやり直しにもかかわらず、なぜこれほど時間がか

かるのか」と疑問を抱いた。つまり、「部分的」再集計プロセスの「透明性」が問題視されたのであった。また、「部分的」再集計判決そのものを受け入れなかったCPBTは、「すべての票を数え直すことによって選挙プロセスを透明化することに躊躇するのは、PANが敗北したことを隠蔽しようとする証拠である」との認識を強めるにいたった(*El universal*, 8 de agosto de 2006)。すなわち、選挙結果への信憑性を高めるために行われたはずの「部分的」再集計であったが、かえって選挙プロセスの「透明性」「公平性」に対する不信感を高めるといふ皮肉な結果となってしまったのである。こうして、選挙制度への信頼がますます薄らいでいくなか、九月五日、二〇〇六年連邦選挙結果の正統性に対する最終的な司法判断が下された。

### III 選挙結果に対する司法判決

#### 1 九月五日——カルデロン勝利の司法判決

九月五日、二〇〇六年連邦選挙結果の正統性に対する司法判決の言い渡しは、多数の抗議団体が選挙法廷の建物を囲むという物々しい雰囲気なかで執り行われた。選挙法廷の判事は、各政党・選挙連合から提出された選挙の無効

または不正に関する異議申し立て合計三七五件に対する判決文をひとつひとつ読み上げた。そして八月に行われた「部分的」再集計の結果、PANのフェリーペ・カルデロンが大統領選挙の勝者であることを正式に宣言した。その判決の要旨は以下のとおりである。

(a) 選挙キャンペーンに関して、PANの主要な支持基盤である企業家グループがロベス・オブラドル候補を中傷する内容の過激な広告へ出資したことは違法である。

(b) フォックス大統領が選挙キャンペーン期間中、自らの政策実績を誇張することによって自党のイメージをアップすることを狙い、カルデロン候補に有利な選挙状況を作り出したり、ロベス・オブラドル候補に批判的な発言を行ったりしたことは不適切であった。

(c) しかしながら、こうした選挙プロセスへの介入行動が選挙結果に及ぼした影響は間接的なものにすぎない。

(d) CPBTが提出したコンピュータ不正操作などの選挙不正に関する証拠は不十分であるため、選挙結果が不正行為によって歪められたと判断することはできない。

(e) したがって、選挙プロセスおよび結果は正統性を持

ち、カルデロン候補が正式な勝者である。

レフォルマ紙が実施した世論調査によると、七四％の回答者がこうした司法判決を支持すると答えた (*Reforma*, 6 de septiembre de 2006)。しかし、この司法判決は、「全」再集計を求める二つの運動に選挙結果を正統なものとして受け入れさせるにはいたらなかった。むしろ、TEPJFに対する不信任を増長させる方向に働いたのである。この判決に対して、CPBTがカルデロン候補の勝利を認めず、「全」再集計以外の解決策は受け入れないとする立場を固持したのは予想どおりであったが、一方、市民グループのリーダーによるTEPJF批判は国内外で幅広い注目を集めた。とくに、メキシコ国立自治大学の政治学者であるジョン・アッカーマン (John M. Ackerman) 教授らの主張には多くの支持がよせられた。彼によると、TEPJFは、「部分的」再集計が大統領選挙の勝敗に影響を与えるものでないとの判断から、選挙結果の正統性を認めカルデロン候補の勝利を宣言した。ところが、論争的となった「部分的」再集計の詳細、たとえば再集計によってどの投票所で何票無効になったかなどについてのくわしい情報を提供しなかった。さらに、上記の (a) および (b) について、こうした非難されるべき行為が選挙結果に与えた影響の具体的な「程度」について検討していない。もし、これらの「間接的」な影響が緻密に検討された場合、わず

か二三万票が勝敗を決めた今回の接戦では、結果が変わっていたことも十分ありえたのだ。したがって、I F EやT E P J Fといった選挙の番人が自ら選挙結果に対する疑念を生み出したといえる (Los Angeles Times, September 22, 2006)<sup>12</sup>。こうした選挙制度がもたらした自己壊滅的な帰結に対して、二つの「全」再集計運動は現行制度への「信頼再構築」と「否認」という別々の方向へ発展してゆくことになった。

## 2 司法判決への二つの対応

最後に、カルデロン候補の勝利を確定した司法判決に対して二つの「全」再集計運動がどのように反応したのかについて考察する。まずロベス・オブラドール率いるC P B Tは、T E P J Fの判決を以下のように解釈した。T E P J Fが「全」再集計要求を却下したことは、選挙プロセスを「透明化」することを拒んだことを意味する。その理由は、カルデロン候補の敗北を覆い隠すためである。こうした特権を握る少数者の利益を擁護する選挙法廷は、民主主義の原則を侵している。すなわち、I F Eのみならず、T E P J Fも選挙不正に加担している。したがって、選挙プロセスの「透明性」および「公平性」に対する働きかけに応じない現行制度は、メキシコの民主主義を守

ることを怠り機能不全に陥っている。これを理由に、C P B Tは独自の民主政府を創設する意向を表明した。司法判決が下された九月五日夜、ロベス・オブラドール陣営は憲法広場で集会を開いて「平和的な抗議運動」の継続を宣言したことに続き、メキシコの独立記念日にあたる九月一日、同広場で「全国民主主義集会 (Convención Nacional Democrática)」を開催して、ロベス・オブラドールが「正統な大統領 (Presidente Legítimo)」であることを宣言した。

一方、『プロセソ』と市民同盟率いる市民グループは、選挙プロセスおよび結果に対する疑惑を取り払うことによってメキシコの選挙制度に対する信頼を回復することを目的として「全」再集計を要求する活動を続けていった。まず、七月二八日に『プロセソ』が市民による再集計を行うために投票用紙やその他の選挙結果関連書類を閲覧することをI F Eに申請したが、九月五日、I F Eは以下の理由からこの要請を却下した。第一に、二〇〇二年に制定された連邦情報公開法 (Ley Federal de Transparencia y Acceso a la Información) およびI F E内部規定は、市民の要請に応じて公務員は個人情報以外の「書類 (documento)」を公開する義務を定めている。しかし、投票用紙は、選挙に使用された後は、書類としての資格を失う。したがって、書類とみなされない投票用紙は、上記の情報公開法および規定の適用外である。第二に、連邦

選挙法 (Código Federal de Instituciones y Procedimientos Electorales) の第二五四条は選挙法廷の最終判決後に投票用紙は焼却されねばならないことを定めており、IFE評議会が投票用紙の保管および焼却を遂行する権限を有する (Proceso, 10 de septiembre de 2006)。同市民グループは、連邦情報公開制度 (Instituto Federal de Acceso a la Información Pública 以下、IFAIと略す) という別ルートを通じて投票用紙へのアクセスを試みた。しかし、現行の連邦情報公開法によるとIFEなどの独立機関による情報公開は各機関の裁量に任されているため、IFAIは介入できないことが判明した (IFAI Boletín de Prensa, 25 de agosto de 2006)。その後も投票用紙が「書類とみなされるか否か」をめぐる市民グループとIFEの間で司法論争が繰り返されたが、市民による「全」再集計が実現化するにはいたっていない。こうして現行の選挙制度への信頼回復に向けた試みが実を結ばないまま、二月一日にカルデロン新大統領率いる政権が発足することになったのである。

## 結語

本稿では、メキシコの選挙制度が二〇〇六年連邦選挙の

プロセスにおいて「透明性」および「公平性」を欠いたことが選挙制度に対する不信感を招き、選挙結果ひいてはメキシコの民主制度のあり方をめぐる対立および選挙後の混乱の引き金となったことを考察してきた。二〇〇六年選挙については、すでに選挙キャンペーン期間の段階から、IFEやTEPJFといった選挙の番人が自由、競争的、かつ公平な選挙の実施を保証する役割を果たしていないとの認識が広まっていた。さらに、選挙結果をめぐる不確実性、および「部分的」再集計によってのみカルデロン候補の勝利を確定した司法判決を契機として、選挙制度に対する不信感はさらに深まっていたのである。

冒頭で述べたように、二〇〇〇年に実施された前回の連邦選挙において、PANのフォックス大統領が長年続いたPRI支配に終止符を打ち政権交代がスムーズに行われたことから、二〇〇〇年の段階でメキシコには民主主義が定着したとの楽観論が支配的となった。しかし、二〇〇六年連邦選挙結果をめぐる混乱が示すとおり、こうした結論を下すには時期尚早であることが理解される。一般的に民主主義の定着とは、社会の各アクターが既存の制度的枠組みを受け入れ、不満がある場合はその枠内で対立、もしくは紛争を解決しようとする規範が社会に広く浸透する状態を指す。ところが、二〇〇六年選挙に見られた選挙プロセスの「公平性」「透明性」をめぐる議論は、メキシコがこ

うした規範を確立するために葛藤している現状を如実に物語っている。

今まで述べてきた七月の連邦選挙以外にも、二〇〇六年、民主主義定着に関する楽観論を疑問視する事例がいくつか見られた。八月のチアパス州知事選挙ではPRD候補とPRI候補が接戦を繰り広げた結果、上位二候補間で勝者をめぐっての同様の対立が発生した。また、一〇月のタバスコ州知事選挙では政党支持者同士の間で暴動が多発した結果、数名のPRD支持者が逮捕される事件が発生した。二〇〇六年に起こった選挙にまつわるこうした一連の混乱は、メキシコ各地において選挙制度が民主的手続きを監視する役割を果たしているとは言い難い状況を示唆している。したがって、メキシコに民主主義が定着したか否かについて、二〇〇六年末の時点で予断は許されないといえるだろう。

### ●謝辞

本稿を執筆するにあたり優れたリサーチ補助を行って下さったJudith Joffe-Block氏に感謝申し上げます。

### ●注

\*1 メキシコの二〇〇〇年連邦選挙に関する詳細な分析は、Dominguez and Lawson, eds. (2004) を参照。著者らは

二〇〇〇年選挙をメキシコの民主的選挙の進展において「要となる (divotal)」ものと特徴づけ、同書に寄稿された論文から前述のメキシコ民主主義に対する楽観論がうかがえる。

\*2 二〇〇六年六月二三日付けIFE発表の統計資料による。くわしくは、表1参照。メキシコでは六年ごとに大統領選挙と議会選挙を同時に行う連邦選挙が行われ、連邦議会議員のみの改選を行う中間選挙は三年ごとに実施される。選挙監視の目的は選挙プロセスにおける不正および腐敗を監視することにより公正な選挙の実現に寄与することであるため、選挙監視員の数が多いことは選挙が不正であるとの認識が強いことを意味する。ただし通常、中間選挙よりも連邦選挙においてより大規模な選挙監視が行われる。また、メキシコ人が正式に「監視員 (observador acreditado)」としてIFEに認可される一方で、外国人「監視員」は、メキシコの選挙プロセスの発展を観察に来た「外国人訪問者 (visitante extranjero)」としてIFEから選挙プロセスに立ち会うことを許可される。しかし実際には、メキシコ人監視員と同様、投票の監視、および開票に立ち会うことが許可されるため、実質的な違いはない。

\*3 民主主義の定義に関する詳細な議論は、Dahl (1971: 1989) を参照。

\*4 くわしくは、Alianza Civica (2006)、UNDP-Mexico (2006)、およびFUNDAR (2006) を参照。これらの調査では、主に社会開発省 (Secretaría de Desarrollo Social) 管轄の貧困削減政策であるオポルトゥニダデス (Oportunidades) などについて、その支出が選挙前に不自然に増加していない



かどうか検証している。また受益者へのインタビューを行い、便益の受け渡しの条件として特定の政党へ投票するよう圧力がかけられたかどうかについて調べている。

\*5 モチャン教授が発見した不自然なカーブについて、IFEは「カルデロンが優勢だった地域の投票所の方が開票および集計作業がスムーズに進んだため、早期にPREPに反映されたため」との説明を行った。しかし、こうした説明に納得しないモチャン教授率いる科学者グループは、引き続き集計結果に不自然な傾向が見られるかどうかについて数量的な研究を行っており、その成果をウェブサイトで公開するとともに、出版の準備を進めている。くわしくは <http://emfis.unam.mx/public/mochan/elecciones/> を参照。

\*6 集計ミスの例として、多くの投票所で連邦議会選挙の結果は集計されたが、大統領選挙の結果は空白のままであったことが挙げられる。また、いくつかの州では、連邦議会選挙の得票総数が大統領選挙の得票総数を上回った。これらの現象が、とりわけCPBTが優勢な地域でより頻繁に見られたことから、ロペス・オブラドール率いるCPBTが不利になるよう不正が行われたのでは、との疑惑が抱かれた (*Proceso*, 9 de julio de 2006)。

\*7 こうした再集計を要求する動きは、メキシコ国内のみならず、「ニューヨーク・タイムズ」などの海外メディアでも支持された (*New York Times*, July 7, 2006)。

\*8 市民同盟など、複数の市民団体の代表からなるグループ、「選挙プロセスの評価に関する市民会議 (Comité de Ciudadano de Seguimiento del Proceso Electoral)」<sup>14</sup>

市民社会側からの「全」再集計要求の内容をプレス・コンファレンスなどで発表することを通じて主張してきた。

\*9 七月二一日、TEPJFに提出した報告書のなかで、IFEはこうしたCPBTからの非難に対して「根拠を乏しく、憶測の域を出るものでない」との反論を行った (*El universal*, 22 de julio de 2006)。

\*10 PRD市長が治めるメキシコ連邦区の公安局が発表した二〇〇万という数字に対して、現PAN政権管轄の連邦予備警察は、動員数はわずか一八万に満たないと発表した (*El universal*, 31 de julio de 2006)。いずれにせよ、メキシコ史上、類を見ない規模の動員であったことは広く報道された。

\*11 一九九四年以来、市民同盟に選挙監視などで協力を行ってきた米国サン・フランシスコに拠点をおく非政府団体、グローバル・エクスチェンジ (Global Exchange) のメキシコ部門担当者との会談に基づく。

\*12 上述の「選挙プロセスの評価に関する市民会議」も、八月二五日発表の「部分的」再集計の結果に関して同様のTEPJF批判を発表している (*Comunicado de prensa*, 27 de agosto de 2006)。

#### ●参考文献

- Alianza Cívica (2006) *Construcción de índice de transparencia para programas sociales*. México, D.F.: Alianza Cívica.  
Dahl, Robert A. (1971) *Polarchy: Participation and Opposition*. New Heaven: Yale University Press.  
—— (1989) *Democracy and Its Critics*. New Heaven: Yale University

Press.

Domínguez, Jorge I., and Chappell Lawson, eds. (2004) *Mexico's Pivotal Democratic Election: Candidates, Voters, and the Presidential Campaign of 2000*. Stanford: Stanford University Press.

Eisenstadt, Todd A. (1999) "Off the Streets and into the Courtrooms: Resolving Postelectoral Conflicts in Mexico," in Andreas Schedler, Larry Diamond, and Marc F. Plattner, eds. *The Self-Restraining State: Power and Accountability in New Democracies*. Boulder: Lynne Rienner Publishers, pp.83-103.

FUNDAAR (2006) *Monitoreo de programas sociales en contextos electorales*. México, D.F.: FUNDAAR.

Instituto Federal Electoral (2005) *Código Federal de instituciones y procedimientos electorales y otros ordenamientos electorales*. México, D.F.: Instituto Federal Electoral.

— (2006a) *Elecciones federales en México: Evolución histórica de registros básicos 1994-2006*. México, D.F.: Instituto Federal Electoral Asuntos Internacionales.

— (2006b) *The Mexican Electoral System and the Federal Elections 2006*. México, D.F.: Instituto Federal Electoral.

National Democratic Institute (2006) "Mexico: Presidential Elections - July 2006," *Election Watch Bulletin* 4: 1-9.

O'Donnell, Guillermo (1996) "Illusions about Consolidation," *Journal of Democracy* 7(2): 34-51.

UNDP-México (2006) *Diagnóstico sobre la vulnerabilidad*

*política-electoral de los programas sociales federales*. México, D.F.: UNDP-México.

(たかはし・ゆりこ) 神戸大学大学院国際協力研究科